離島等供給特例承認申請書

契託制第 15 号
2025年 3 月14日

経済産業大臣　武藤　容治　殿

福岡市中央区渡辺通二丁目１番82号
九州電力送配電株式会社
代表取締役社長　今　村　　弘

電気事業法第21条第２項ただし書の規定により，次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同　　上

別　紙

離島等供給約款以外の供給条件の内容

2024年11月８日，令和６年11月８日からの大雨の影響により災害救助法が適用された。

このため，当社供給区域内において，令和６年11月８日からの大雨により被災されたお客さま（原則として災害救助法適用地域〔2024年11月８日以降，令和６年11月８日からの大雨による災害により災害救助法の適用地域が追加された場合は，当該追加地域を含む。また，2024年11月８日以降，激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律にもとづき，令和６年11月８日からの大雨による災害が激甚災害として指定された場合は，当該激甚災害の対象地域を含む。〕のお客さまとする。）から2025年５月末日（2024年11月８日以降，原則として2025年11月７日までに，激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律にもとづき，令和６年11月８日からの大雨による災害が激甚災害として指定された場合で，災害救助法適用地域以外の地域が当該激甚災害の対象地域に指定されたときは，当該指定日が属する月から６月後の月の末日とする。）までに申出があった場合には，次の供給条件を適用するものとする。

なお，当社は，お客さまの被害状況を確認するため，必要に応じてり災証明書の提示を求める等の措置を講ずることがある。

１．被災されたお客さまの2024年10月（支払期日が2024年11月８日以降となるものに限る。），11月，12月および2025年１月料金計算分の電気料金の支払期日を，離島等供給約款［低圧用］（2025年４月１日実施。以下「離島約款［低圧用］」という。ただし，当該離島約款［低圧用］が届出により変更された場合は，変更後の離島約款［低圧用］をいう。）33（料金の支払義務および支払期日）および離島等供給約款［高圧・特別高圧用］（2025年４月１日実施。以下「離島約款［高圧・特別高圧用］」という。

ただし，当該離島約款［高圧・特別高圧用］が届出により変更された場合は，変更後の離島約款［高圧・特別高圧用］をいう。）32（料金の支払義務および支払期日）の規定にかかわらず，それぞれ１月延期する。

２．被災されたお客さまが被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合には，離島約款［低圧用］Ⅲ（契約種別および料金）および離島約款［高圧・特別高圧用］Ⅲ（契約種別および料金）の規定にかかわらず，次のとおりとする。

(1) 被災されたお客さまの電気料金を，被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から2025年３月31日が属する料金計算月までに限り，免除する。ただし，2025年３月31日が属する料金計算月については，2025年３月の検針日もしくは当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合には計量日から2025年３月31日までの期間における電気料金を免除することとし，離島約款［低圧用］32（日割計算）および離島約款［高圧・特別高圧用］31（日割計算）に準じて日割計算をして，電気料金を算定する。

(2) 2025年４月１日が属する料金計算月から，災害発生日が属する料金計算月から６月後の料金計算月までに限り，各月の電気料金の算定期間ごとに次の割引を行ない電気料金を算定する。

イ　低圧で供給する場合で，定額電灯，従量電灯，季時別電灯，高負荷率型電灯，低圧電力，低圧季時別電力，深夜電力（防霜用），農事用電灯，時間帯別電灯，ピークシフト電灯および第２深夜電力のとき，ならびに高圧で供給する場合

(ｲ) 割 引 の 対 象

定額電灯および農事用電灯については需要家料金，電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし，その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし，従量電灯Ａの場合は最低

料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし，また，従量電灯Ｂで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金とする。）とする。ただし，離島約款［低圧用］31（料金の算定）(1)イ，ロもしくはハまたは離島約款［高圧・特別高圧用］30（料金の算定）(1)イ，ロ，ハもしくはニの場合は，まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される１月の金額とする。

(ﾛ) 割　　引　　率

(ﾊ)に定める割引日数１日ごとに４パーセントとする。

(ﾊ) 割　引　日　数

割引日数は，各月の電気料金の算定期間（2025年４月１日が属する月の電気料金の算定期間については2025年４月１日から2025年４月の検針日もしくは当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合には計量日の前日までとする。）における，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし，使用電力量等にもとづき当社との協議によって定める。

ロ　イ以外の場合

イに準じて割引を行なう。

３．被災されたお客さまが被災時から引き続きまったく電気を使用しないで，需給契約を廃止し，その後新たに使用申込みを行なった場合で，その申込みが2025年５月末日までに行なわれ，かつ，その申込みが次のいずれにも該当するときは，離島約款［低圧用］55（工事費負担金等の申受けおよび精算）および離島約款［高圧・特別高圧用］54（工事費負担金等の申受けおよび精算）の規定にかかわらず，その工事費負担金を免除する。

(1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。

(2) 契約負荷設備，契約電流，契約容量または契約電力が，被災時の需給契約の契約負荷設備，契約電流，契約容量または契約電力をこえないこと。

４．被災されたお客さまが被災後，再建等のため，臨時電灯，臨時電力または臨時電力Ｉの申込みを行なった場合で，その申込みが2025年５月末日までに行なわれたときは，離島約款［低圧用］55（工事費負担金等の申受けおよび精算）および離島約款［高圧・特別高圧用］54（工事費負担金等の申受けおよび精算）の規定にかかわらず，その臨時工事費を免除する。

５．被災されたお客さま（ただし，低圧で供給する場合は，契約種別が従量電灯Ｃ，季時別電灯，高負荷率型電灯，臨時電灯Ｃ，公衆街路灯Ｂ，低圧電力，低圧季時別電力，臨時電力，農事用電力，深夜電力〔防霜用〕，時間帯別電灯，ピークシフト電灯，深夜電力または第２深夜電力のお客さまに限る。）で，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては，離島約款［低圧用］16（従量電灯），17（季時別電灯），18（高負荷率電灯），19（臨時電灯），20（公衆街路灯），21（低圧電力），22（低圧季時別電力），23（臨時電力），24（農事用電力），25（深夜電力〔防霜用〕），附則６（時間帯別電灯のお客さまについての特別措置），附則７（ピークシフト電灯のお客さまについての特別措置），附則８（深夜電力のお客さまについての特別措置），附則９（第２深夜電力のお客さまについての特別措置）および附則10（第２深夜電力のお客さまの５時間供給についての特別措置）ならびに離島約款［高圧・特別高圧用］15（業務用電力），16（業務用電力Ｉ），17（産業用電力），18（産業用電力Ｉ），19（臨時電力），20（臨時電力Ｉ），21（かんがい排水用電力），22（自家発補給電力），23（自家発補給電力Ｉ），24（予備電力），附則３（負荷率別契約のお客さまについての特別措置），附則４（深夜電力のお客さまについての特別措置）および附則５（第２深夜電力のお客さまについての特別措置）の規定にかかわらず，2025年５月末日までの間は，その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

６．被災されたお客さまが被災後，再建等のため，引込線，計量器，その付属装置，区分装置，通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを2025年５月末日までに行なった場合で，かつ，その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは，離島約款［低圧用］55（工事費負担金等の申受けおよび精算）および離島約款［高圧・特別高圧用］54（工事費負担金等の申受けおよび精算）の規定にかかわらず，原則として，その初回の工事に要した費用を免除する。

７．この離島等供給約款以外の供給条件に定めのない事項については，離島約款［低圧用］および離島約款［高圧・特別高圧用］によるものとする。

附　　則

附　　則

1　本供給条件は，2025年４月１日から実施する。

2　本供給条件実施の際現に離島等供給約款以外の供給条件（2024年11月13日付け20241111資第19号承認。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては，本供給条件の規定を適用する。

3　本供給条件の実施にともない，旧供給条件は廃止する。

（添付書類）

電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

（電気事業法施行規則第32条第１号）

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

（電気事業法施行規則第32条第１号）

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

2024年11月８日，令和６年11月８日からの大雨の影響により災害救助法が適用されました。

このため，当社供給区域内において令和６年11月８日からの大雨により被災されたお客さま（原則として災害救助法適用地域〔2024年11月８日以降，令和６年11月８日からの大雨による災害により災害救助法の適用地域が追加された場合は，当該追加地域を含みます。また，2024年11月８日以降，激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律にもとづき，令和６年11月８日からの大雨による災害が激甚災害として指定された場合は，当該激甚災害の対象地域を含みます。〕のお客さまといたします。）に対し，電気事業法第21条第２項ただし書の規定にもとづき，離島等供給約款以外の供給条件を設定し，2024年11月13日に承認を受けました。

この度，災害救助法が適用された場合等の特別措置としての不使用日割引の導入等にともない2025年４月１日に離島等供給約款を変更することから，当該変更の内容を踏まえた見直しを行なったうえで，引き続き離島等供給約款以外の供給条件を設定したく，電気事業法第21条第２項ただし書の規定にもとづき特例承認申請するものであります。

以　上